

## 審議案件に関する概要

平成28年8月25日第二部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成28年1月21日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

## 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	田家商業施設 函館市田家町11番地1ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山浩樹 ほか未定	
(3)新設日	平成28年9月22日	
(4)店舗面積の合計	1,770㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	67台
	駐輪場の収容台数	9台
	荷さばき施設面積	48㎡
	廃棄物保管施設容量	12m <sup>3</sup>
(6)施設の運営方法	開店・閉店時間	開店時間 午前 7時00分 閉店時間 午後 9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	入口2箇所、出口2箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

## 3. 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数62台≦駐車場台数67台
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に敷地内に49台を確保
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	9台（駐輪場9台、自動二輪0台）
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、ゲート等なし
	搬入車両等の誘導	共用
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗社員や取引業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。</li> <li>・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで安全と円滑な自動車誘導を図る</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁忙日には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。</li> <li>・通学時間帯に重なる特売の際には、駐車場出入口周辺に交通整理員を配置して学童や歩行者の交通安全を図る。</li> </ul>				
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁忙期には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全及び違法駐車防止を図るほか適切な駐車場誘導を行う。</li> </ul>				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を実施する。</li> <li>・従業員駐車場及び冬期堆雪場所等に一時堆雪するが、適時排雪を行い必要駐車台数の確保に努める。</li> </ul>				
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン時にはチラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して交通安全の確保を図る。</li> </ul>				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベル予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	41dB	○	
		2	55dB	43dB	○	
		3	55dB	39dB	○	
		4	55dB	46dB	○	
	夜間の等価騒音レベル予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	20dB	○	
		2	45dB	23dB	○	
		3	45dB	22dB	○	
		4	45dB	23dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準	予測結果	評価
		a1	冷凍機①	40dB	44dB	△
		a1'	冷凍機①	40dB	17dB	○
		a2	排気①	40dB	40dB	○
		a3	排気②	40dB	11dB	○
a4		排気③～⑤	40dB	45dB	○	
予測地点a1において評価△であり敷地境界で規制基準値を超えるが、直近の住居壁際等（予測地点a1'）では規制基準値を満たす。						
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行など環境への配慮の指導を行う。</li> </ul>				
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。</li> </ul>				
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設の室外機は最新の低騒音型を設置する。</li> </ul>				
青少年等の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリーカーで閉鎖し、暴走車両等が侵入して騒音公害を起こさないよう配慮する。</li> </ul>				

	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬期における駐車場等の除排雪作業は基本的に深夜早朝には行わない。</li> <li>万一、騒音問題が発生した場合には迅速に適切な対応を図る。</li> <li>駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に対する騒音軽減を図るとともに、温暖化防止に対する啓蒙を図る。</li> </ul>
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 8 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 12 m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物等保管施設は金属製の堅牢な構造とし、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。</li> </ul>
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> </ul>
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の分別に努め、リサイクル率向上に努める。</li> </ul>
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ゴミ等は密封のうえ、廃棄物等保管施設に保管し、悪臭の発生を防ぐ。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗運営責任者（店長）との連携を図り、生活環境問題を発生させるおそれがある場合は、適切な対応策を講じる。</li> </ul>
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することがないように調和を図ります。</li> <li>屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。</li> </ul>
(5)防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体等から災害時の避難場所として、駐車場敷地の一部使用、あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供を行うよう要請があった場合は必要な協力を行う。</li> </ul>
(6)防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間は機械警備の作動及び施錠を徹底し、防犯を図る。</li> </ul>
(7)関係行政機関との協議状況		
	北海道警察本部交通部交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書案に基づき概要説明 ⇒指摘事項特になし</li> </ul>

<p>北海道警察函館方面本部 函館西警察署交通課規制係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場外周部は車止め等を設けて夜間は出入り口を閉鎖してほしい。 ⇒ 駐車場外周部はチェーンバリカーを設置して、営業終了後はチェーンで閉鎖して蟻集行為を防止する。</li> <li>・ 騒音について問題ないか確認したい。 ⇒ 騒音資料を提出して説明した。</li> <li>・ 荷さばき施設①は搬出入車両台数も多いので、直近駐車マスを削減してバックしやすいようスペースを確保できないか。 ⇒ 荷さばき施設①の直近駐車マスを2台削減する。</li> <li>・ 自転車が乱雑に駐輪されないよう身障者用駐車マスとの区画を物理的に行えないか ⇒ 駐車場と身障者用駐車マス境界部にバリカーを設置する。</li> </ul>												
<p>北海道警察函館方面本部 交通課規制係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場出入口を出・入分離して、出口②については左折の出庫案内とすること。バス停位置を入口②の南側に移設すること ⇒ 出口、入口に分離し、出口②は左折出庫の案内とする。入口②の南側にバス停を移設するよう調整。</li> </ul>												
<p>函館市</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1066 794 1196"> <p>市民部くらし安全課</p> </td> <td data-bbox="794 1066 1396 1196"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯対策を適切に実施するように ⇒ 駐車場照明や見回り、機械警備や施錠の徹底により防犯を図る。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1196 794 1290"> <p>市民部交通安全課</p> </td> <td data-bbox="794 1196 1396 1290"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書案を提出して計画概要や警察指導内容を説明する。特に指摘事項はない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1290 794 1496"> <p>環境部環境対策課</p> </td> <td data-bbox="794 1290 1396 1496"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 函館市公害防止条例に定める基準以上の空調室外機や冷凍機を設置することとなった場合には、届出を行うこと。 ⇒ 基準以上の室外機や冷凍機を設置する際には函館市公害防止条例に基づく届出をする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1496 794 1778"> <p>教育委員会学校教育部保健給食課</p> </td> <td data-bbox="794 1496 1396 1778"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣には学校が多く通学児童の安全に配慮するように。校区の小中学校に工事予定など直接説明するように。また、中学校は周辺3校が4月に統合予定なので3校とも説明するように。 ⇒ 駐車場出口に通学路を注意喚起する表示を設置する。校区小中学校に説明する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1778 794 1975"> <p>都市建設部都市計画課</p> </td> <td data-bbox="794 1778 1396 1975"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場法の技術基準を遵守するように。また、基準に係わる主要寸法等を記載した図面を後日提出すること。 ⇒ 駐車場の技術基準を遵守し、必要な図面を提出する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1975 794 2063"> <p>経済部商業振興課</p> </td> <td data-bbox="794 1975 1396 2063"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係各課に説明するように。 ⇒ 関係各課に説明する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>市民部くらし安全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯対策を適切に実施するように ⇒ 駐車場照明や見回り、機械警備や施錠の徹底により防犯を図る。</li> </ul>	<p>市民部交通安全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書案を提出して計画概要や警察指導内容を説明する。特に指摘事項はない。</li> </ul>	<p>環境部環境対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 函館市公害防止条例に定める基準以上の空調室外機や冷凍機を設置することとなった場合には、届出を行うこと。 ⇒ 基準以上の室外機や冷凍機を設置する際には函館市公害防止条例に基づく届出をする。</li> </ul>	<p>教育委員会学校教育部保健給食課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣には学校が多く通学児童の安全に配慮するように。校区の小中学校に工事予定など直接説明するように。また、中学校は周辺3校が4月に統合予定なので3校とも説明するように。 ⇒ 駐車場出口に通学路を注意喚起する表示を設置する。校区小中学校に説明する。</li> </ul>	<p>都市建設部都市計画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場法の技術基準を遵守するように。また、基準に係わる主要寸法等を記載した図面を後日提出すること。 ⇒ 駐車場の技術基準を遵守し、必要な図面を提出する。</li> </ul>	<p>経済部商業振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係各課に説明するように。 ⇒ 関係各課に説明する。</li> </ul>
<p>市民部くらし安全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯対策を適切に実施するように ⇒ 駐車場照明や見回り、機械警備や施錠の徹底により防犯を図る。</li> </ul>												
<p>市民部交通安全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書案を提出して計画概要や警察指導内容を説明する。特に指摘事項はない。</li> </ul>												
<p>環境部環境対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 函館市公害防止条例に定める基準以上の空調室外機や冷凍機を設置することとなった場合には、届出を行うこと。 ⇒ 基準以上の室外機や冷凍機を設置する際には函館市公害防止条例に基づく届出をする。</li> </ul>												
<p>教育委員会学校教育部保健給食課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣には学校が多く通学児童の安全に配慮するように。校区の小中学校に工事予定など直接説明するように。また、中学校は周辺3校が4月に統合予定なので3校とも説明するように。 ⇒ 駐車場出口に通学路を注意喚起する表示を設置する。校区小中学校に説明する。</li> </ul>												
<p>都市建設部都市計画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場法の技術基準を遵守するように。また、基準に係わる主要寸法等を記載した図面を後日提出すること。 ⇒ 駐車場の技術基準を遵守し、必要な図面を提出する。</li> </ul>												
<p>経済部商業振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係各課に説明するように。 ⇒ 関係各課に説明する。</li> </ul>												

	土木部管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入口2カ所、出口2カ所について既設低下を移動することを基本として了承するが、低下幅・構造・植栽移設等の詳細を24条申請前に早めに協議するように。</li> <li>⇒駐車場出入口について早めに協議し、指導に従って申請・施工する。</li> </ul>
道路管理者		・上記函館市土木部管理課に同じ。
その他関係機関	函館バス株式会社 バス事業部管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入口①部分にあるバス停の移動について相談し、現地確認・検討をお願いした。</li> <li>・現地にてバス停の移動位置について了承を得る。移動する一ヶ月以上前までに再度連絡をする。</li> </ul>
	函館市立桐花中学校	・計画概要や工事日程概要を説明する。工事日程詳細が決定した時点で再度説明に伺う。
	函館市立八幡小学校	・計画概要や工事日程概要を説明する。工事日程詳細が決定した時点で再度説明に伺う。
	函館市立大川中学校	・計画概要や工事日程概要を説明する。
	函館市立五稜中学校	・計画概要や工事日程概要を説明する。

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	なし
(2) 住民等の意見	なし

#### 5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

<p><b>【環境生活課意見】</b>          北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定駐車場（駐車場面積が500㎡以上）の設置者は利用者に対し、アイドリングストップを行うよう、その旨を表示した看板等の設置が必要です。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------